

XV. まとめ

本報告では、魚介類を中心に、動物由来食品の輸出入状況、わが国における輸入食品中の動物用医薬品の検出状況、各国における魚介類中の動物用医薬品の検出状況等について調査した。

わが国を含め各国における魚介類中の残留動物用医薬品の違反事例は、その多くがアジア産魚介類（特にエビ）によるものであった。各国共通して違反が多い物質は、国によって順番などの差はあるものの、主にニトロフラン類、マラカイトグリーン/ロイコマラカイトグリーン、クロラムフェニコールであった。この他、フルオロキノロン系抗菌剤（エンロフロキサシン等）も違反例が多い。オーストラリアの最近のサーベイランスでは、この他にペニシリン系抗菌剤（アモキシシリン、アンピシリン等）が高濃度で検出された事例もみられている。

各国で違反や不適合とされる件数が多い物質の多くは、食用動物への使用が禁止されており不検出もしくは検出限界近くに参照値が設定されるなど厳しく規制されて物質、あるいは MRL が設定されていない物質である。一方、オキシテトラサイクリンのようにさまざまな食品で MRL が設定されている物質は、今回の検出状況の調査でも原産国、品目ともに広範に検出されているが、検出頻度に比べ違反例は少なかった。

魚介類中の動物用医薬品の使用状況については、現時点において、特定の国における使用の傾向が把握できるような情報や系統的にまとめられた情報は入手できなかった。また、検出状況の調査結果から特に注目される動物用医薬品名、魚介類、原産国名などをさまざまな組み合わせで検索したが、それらの使用状況がわかるような有用な情報は得られなかった。

残留動物用医薬品の検出状況や使用状況に関する情報量は、現時点では農薬に比べてはるかに少ない。また、欧米やオセアニアのサーベイランスにおいて、魚介類に関する情報は肉類や乳・卵、はちみつなどの情報量に比べて少なかった。しかし、近年世界各国で養殖魚介類の消費量は増加しており、魚介類の動物用医薬品について世界の関係機関から提供される検出状況や使用状況のデータは、今後増えていくことが予想される。魚介類の輸入量が多いわが国としては、各国の検出状況や問題点に関する新しい情報を常にチェックし把握していくことが重要である。